文書登録番号	調査				設 計 者	検査	者		
七建第23-433号	町長	副町長	財政課長	課長					
事業場所 七ヶ浜	(町吉田浜	字西君	ケ岡			地内			
令和5年度 君	ヶ岡公園村	木伐挖	采業務委託			実施設計	·仕様書		
				Γf	上様概要・その他				
事業費 君ヶ岡公園									
金	円	也			定、H=8m~12m未満)				
				伐採(幹周20			本		
内消費税	円	也			Ocm以上30cm未満)		本		
			尚 <i>个</i>	及採(幹周90	Ocm以上120cm未満)	40	本		
期間 自 令和5年 月 日 至 令和6年2月29日 <b>業務委託理由</b>									

## 設計内訳書 (実施)

工事名 令和5年度 君ヶ岡公園枯木伐採	業務委託				事業区分 工事区分			
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要	
植栽								
		式	1					
公園施設等撤去·移設工								
		式	1					
樹木伐採·抜根工								
		式	1					
高木せん定	H=8m以上12m未満,てんぐ巣病						単 1号	
		本	7					
高木伐採	幹周20cm未満		·				単 2号	
		本	5				0. $03m2 \times 2m \times 0.5$ 0. $03m3$	
高木伐採	幹周20cm以上30cm未満	77*					単 3号	
		本	5				0.05m2×3m×0.5 0.1m3	
高木伐採	幹周90cm以上120cm未満	77*					単 4号	
		本	40				0.7m2×10m×0.5 3.5m3	
木くず積込搬出運搬	場内小運搬含む						単 5号	
		m3	140					
木くず処分費		ino	110				単 6号	
		m3	140					
焼却運搬処理		mo	110				単 7号	
		kg	1, 540					
仮設工		1.6	1,010					
		式	1					
交通管理工								
		式	1					
交通誘導警備員							単 8号	
		人目						

- 1 - 七ヶ浜町

## 設計内訳書 (実施)

工事名 令和5年度 君ヶ岡公園枯木伐採業務委託					事業区分 工事区分	公園緑地整備·改修 植栽		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要	
直接工事費								
		式	1					
共通仮設								
		式	1					
共通仮設費 (率計上)								
		式	1					
純工事費								
		式	1					
現場管理費								
		式	1					
工事原価								
		式	1					
一般管理費等								
		式	1					
工事価格								
		式	1					
消費税額及び地方消費税額								
		式	1					
工事費計								
		式	1					

- 2 -

	1次単価表					
単 1号 高木せん定	H=8m以上12m未満, てんぐ巣病	単位	本	単位数量	10	単価
名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
造園工						
		人				
普通作業員						
		人				
合計						
単価						円/本

	1次単価表						2023. 10 2023. 10 1. 000-00000 0. 0 (
単 2号	高木伐採	幹周20cm未満	単位	本	単位数量	10	単価
	名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
造園工							
			人				
普通作業員	l						
			人				
	合計						
	単価						円/本

- 3 - 七ヶ浜町

	単価使用年月 歩掛適用年月 労務調整係数	2023. 10 2023. 10 1. 000-00000 0. 0 0				
単 3号 高木伐採	幹周20cm以上30cm未満	単位	本	単位数量	10	単価
名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
造園工						
		人				
普通作業員						
		人				
合計						
単価						円/本

	単価使用年月 歩掛適用年月 労務調整係数	2023. 10 2023. 10 1. 000-00000 0. 0 0				
単 4号 高木伐採	幹周90cm以上120cm未満	単位	本	単位数量	10	単価
名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
造園工						
		人				
普通作業員						
		人				
合計						
単価			_			円/本

	1 次単価表						
単 5号 木くず積込搬出運搬	場内小運搬含む	単位	m3	単位数量	1	単価	
名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
ダンプトラック運搬	有, 26. 5km以下, 良好					単 9号	
タ゛ンプ トラック <b>゙運搬</b>	0.05km,上記以外,2t,粘性土・砂・砂 質土・礫質土,人力,良好	m3	1			単 10号	
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	m3	1				
合計							
単価						円/m3	

	1次単価表						
単 6号 木くず処分費		単位	m3	単位数量	1	単価	
名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
木くず(中間処理) 0.6t/m3		m3	1				
合計		inio	1				
単価						円/m3	

- 5 - 七ヶ浜町

	単価使用年月 歩掛適用年月 労務調整係数	2023. 10 2023. 10 1. 000-00000 0. 0 0				
単 7号 焼却運搬処理		単位	kg	単位数量	1,000	単価
名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
処分費(t)	無	t	1			単 11号
トラック2tによる公園外への運搬	有,11.2km以下	,				単 12号
		台	1			
合計						
単価						円/kg

			単価使用年月 歩掛適用年月 労務調整係数	2023. 10 2023. 10 1. 000-00000 0. 0 0			
単 8号	交通誘導警備員		単位	人日	単位数量	1	単価
	名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
交通誘導警	<b>f備員B</b>		人目				単 13号
	合計						
	単価						円/人目

	2次単価表					
単 9号 タ*ンプ トラック運搬	有, 26. 5km以下, 良好	単位	m3	単位数量	100	単価
名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
ダンプトラック運転	良好					単 14号
		目				
諸雑費(まるめ)						
		式	1			
合計						
<b>単</b>						□ /m²

	単価使用年月 歩掛適用年月 労務調整係数	2023. 10 2023. 10 1. 000-00000 0. 0 0				
単 10号 ダンブ・トラック運搬	0.05km, 上記以外, 2t, 粘性土·砂·砂質土·礫質土, 人力, 良好	単位	m3	単位数量	10	単価
名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
タ <sup>*</sup> ンプ <sup>*</sup> トラック[オンロート <sup>*</sup> ・テ <sup>*</sup> ィーセ <sup>*</sup> ル] 2t積級	岩石工の割増対象にしない、良好	時間				単 15号
合計						
単価						円/m3

- 7 - 七ヶ浜町

	単価使用年月 歩掛適用年月 労務調整係数	2023. 10 2023. 10 1. 000-00000 0. 0 0				
単 11号 処分費(t)	無	単位	t	単位数量	100	単価
名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
処分費 処分費						
		t	100			
合計						
単価						円/t

	単価使用年月 歩掛適用年月 労務調整係数	2023. 10 2023. 10 1. 000-00000 0. 0 0				
単 12号 トラック2tによる公園外への運搬	有,11.2km以下	単位	台	単位数量	1	単価
名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
	0, 岩石工の割増対象にしない, 普通, 0時間, 交替制を適用しない, 0, しな					単 16号
	い,しない,0時間	時間				
合計						
単価						円/台

	単価使用年月 歩掛適用年月 労務調整係数	2023. 10 2023. 10 1. 000-00000 0. 0 0				
単 13号 交通誘導警備員B		単位	人目	単位数量	1	単価
名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
交通誘導警備員B						
		人				
合計						
単価						円/人目

- 9 - 七ヶ浜町

## - 特記仕様書-

#### 施工条件明示書

工事番号 七建第23	3-433号	工事名		令和5年度 君ヶ岡	岡公園枯木伐採	業務委託	事務所名	七ヶ浜町 建設課	
	項目	条	件		内	容	施工方法		備考
1 共通仕様書の適用						るほか, 本特記仕様書により施コ記仕様書」「共通仕様書」の順とす		する。	
2 主任技術者及び監理	里技術者(以下,配置技術者という。)の配	置							
※平成25年4月1日	手する日の指定 D配置要件の特例) 日以降適用「現場施工の着手日を指定し 登技術者の配置要件の特例について」	0		初日以降,90日以 正事が完了した場合		がない場合等は,期日以前の着=	手も可能)		
(2)請負者が着手目	目を選択出来る工事(フレックス工事)	0		初日以降,〇〇日 共通特記仕様書第		こよること。			
(3)上記以外		•	請負者は	,現場施工に着手	する日の指定か	ぶない限り,原則として,契約工期			
		事現場へ	の専任は要	要しない。		ハて,工事準備等を含め工事現場 .pref.miyagi.jp/soshiki/keiyaku/b		であることが明確な場合は,配	記置技術者の工
3 特例監理技術者の配	記置								
				特例監理技術者	を対象とする場	の規程の適用を受ける監理技術合は下記によるものとする		里技術者)の配置。	
↑ 結管 註准 玩 √ パッツ・リート・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	<b>並供の液田地</b> 日	(ア)本工・ション・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	事専を技の種技の同対複監さ監監技術単独を開発を開発を開発を開発を開発を開発を開発を開発を開発を開発を開発を開発を開発を	他工に着手する日: 置すること。 置すること。 をは、一級施工管理 すするものであること。 をは入れるか配置される。 ないは別々の発に一様なの発に はば作物のに一事を一 はば作物のに一事をおまる。 はないなけばにおける。 をは、一様にはないれる。 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	までに、建設業 理技士補(令年理 をおお、監 恒常さい。 直接であずは、まない。 さる工事は、記められるも なす。) 事い。 おもです。) ななで。) 事い。 ちもでする会ででいたしたいて、明らかににいるること。 い。 にいるの等か必必。 ながれるも なが必めの。兼務		理技術者の工管理技士を表現定に基づったる複数の計算を対象の計算を表現を対象の計算を表現を対象を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を	等の国家資格者、学歴やまく技術検定種目は、特例監 特負契約に係る工事であって 契約により締結される場合に 隣接土木事務所(地域事務 等の職務を適正に遂行しない 世技術者の配置を予定してい	経務経験により監理技術者に求める 「,かつ,それぞれ に限る。)について 所)管内の宮城県 ければならない。
4 積算基準及び設計員	単価の適用期日		-						
(1)積算基準及び記	役計単価の適用について	○ ಹತ	● ない	積算基準及び設	計単価は公告日	日の前月の基準及び単価としてい	る。		
5 工程関係		т——	-				1		
(1) 関連工事による	5施工時期の調整	O 55	● ない						
(2) 施工時期による	5制限	○ ಹತ	● ない						
(3) 関係機関等との	り協議の未成立	O ಹತ	● ない						
(4) 関係機関等との	)協議結果,特定条件の付加	○ ಹತ	まい						
6 公害対策関係		, –	. –				ı		1
	<b>或施設,作業時間等の制限</b>	<ul><li>ある</li></ul>	O ない	作業時間の制限	について		通勤、通学	の時間帯は避けること	
7 安全対策関係		<ul><li>ある</li></ul>	O 511	T					
(1) 交通安全施設		<b>●</b> #5	O ない	交通安全誘導警	備員を配置する	.こと	T		
(2) 占用埋設物との 施工方法	の近接工事による  、作業時間の制限	O ಶಾಕ	● ない						
8 排水工関係							1		
(1) 濁水,湧水処理	のための特別な対策の必要性	O ಶಕ	● ない						
9 建設副産物対策関係									
(1) 建設発生土の	処理・処分について	本工事の	残土は, 下	·記に運搬するもの	)とする。なお, 7	下記により難い場合が生じたときに	は,監督職員	の指示によるものとし、設計	変更の対象とす
				処理·処分 名称	する場所 所在地	処理·処分方法	距離	制限時間	備考
(2) 建設発生土	処理·処分	O ಹತ	● ない				ŀ	時 分~ 時 分	含水比の高い士 はばっ気してから 搬入すること。

10 建設副産物対策関係(建設発生土以外の建設副産物)									
(1) 建設発生土以外の建設副産物の処理・処分について	また, 処理・処分に	は設計積算上の条件明示であり,処 先立ち処分場等の受入れの可否を 竟省または循環型社会推進課のH	と確認すること。なお,廃棄物の処	・。なお,下記によ L理に当たっては	らない場合は,監督職員。 「廃棄物の処理及び清掃	と協議すること。 に関する法律」			
		処理・処分する場所	処理·処分方法	距離	制限時間				
	工事現場内及び工	事現場間で再利用する場合は,施	工管理及び契約方法等について	て, 施工計画打合		<b></b>			
(2) 建設発生土以外の 処理・処分 コンクリート 塊 電設副産物	○ ある ● ない			km	時 分~				
アスファルト塊	೦ ಹತ ⊚ ない			km	時 分~				
建設発生木材	● ಶಾ ○ ರಾಣ	丹勝リサイクルセンター	中間処理·再生資源化	21.0 km	9時00分~				
建設汚泥	೦ ಕಾತ ⊚ たい			km	時 分~				
その他	⊚ ಹಿತ 🔾 ない	宮城県東部衛生処理センター	焼却処分	10.0 km	9時00分~ 16時30分				
(3) 再生材の利用	○ ある ● ない	種類•数量							
11 現場環境改善	೦ ಹತ ⊚ ない	内容 現場環境改善の具体的な実施内	7次 実施期間については 施工	*計画書に明む〕	<b>監督職員と協議すること</b>				
12 品質証明	<u> </u>	元物味売以音の共中のよ大旭ド	1台, 大肥労间に グ・では, 旭上	.可回音に列配し	, 血目4収貝と励成すること	0			
(1) 品質証明書および施工プロセス品質確認 チェックリストの対象	○ ある ● ない		上の工事および発注者が必要と認 記1-1-9および品質証明実施要						
(2)施工プロセス品質確認チェックリストの対象	○ ある ⑥ ない	上記に該当せず,請負工事費が	1億円以上の工事。						
13 標準的な設計図書による発注方式	<ul><li>ある ● ない</li></ul>	土木工事共通特記仕様書第3編 土木工事共通特記仕様書第3編	ā1−1−9および品質証明実施要 ā1−1−14によること。	受領によること。					
14 資材関係	=								
(1)生コンクリート		月に当たっては、「宮城県生コンクリ		する「品質管理監	査合格証」を有する工場の	の製品, 又は同			
(2)購入土		を行っていることが認められる工場 場合は,材料承諾時に「採石法第3			取法第16条の採取計画誌	忍可書の写し」を			
(3)宮城県グリーン製品の利用	必須	1.植生基盤材等, 視線誘導標,	型枠用合板は,原則として宮城県		用いること。				
「宮城県グリーン製品」利用推進指針によること。「宮城県 グリーン製品」を使用した場合は、請負者は環境政策課HP	೦ ಶಾತ ⊚ ರಾಣ	2. 盛土材,埋め戻し材							
より「チェックリスト」をダウンロードし,使用材料や数量等を入 力後,工事完了後に監督職員に提出(電子メール)するこ	೦ ಶಾತ ⊚ ಶು	3. その他( )							
(4)県内産製品の使用	○ ある ● ない	工事の施工にあたっては, 試行望	における県内産製品優先使用の 要領に基づき適切に実施すること http://www.pref.miyagi.jp/soshik	-0					
(5)現場吹付法枠工	吹付モルタルにおり	ナる圧縮強度の規格値は, 18N/mm		ar, jigyokum r, kem	Sunzummin				
15 設計変更の手続き	•								
		は,工事請負契約書第19条~第2				ところであるが,			
(1)設計変更の手続きについて		方や手続きについては, 「工事請負 							
(1)以日夕火の子帆され ファ・C	https://www.pref.m	从下のホームページ「設計変更ガイ iyagi.jp/soshiki/jigyokanri/henkou と・産業〉土木・建築・不動産業〉	ı-guideline.html						
16 その他									
(1)舗装の下請制限について	○ ある ● ない	土木工事共通特記仕様書第1編	1-1-3によること。						
(2)「ダンプ土砂運搬等下請を行う工事における	○ ある ● ない	本工事は「ダンプ土砂運搬等下 項を正確に記入し発注者に提出	請を行う工事における工事費内記			芸票等に必要事			
工事費内訳調査」の対象の有無		請負者が本工事の一部について	て下請契約を締結する場合には、	請負者は, 当該		工事の一部に係			
(3)三者会議の対象の有無		本工事は、工事着手前等に当該	も同様の義務を負う旨を周知する 『工事の発注者,施工者,詳細設	計等を担当した記		図書と現場の整			
	○ ある ⑥ ない	合性の確認及び設計意図の伝達 土木工事共通特記仕様書第3編		対象工事である。	>				
(4)貸与資料の有無	೦ ಹತ ⊚ ない	D ある ● ない 本仕様書によるもののほか工事施工に関して必要な資料として工事契約後下記の資料を貸与する。 							
(5)発注者支援(工事監督支援業務)対象の有無	○ ある ● ない	<b>工事联权士操业效应或及求以</b> 的	- 見場監督支援する場合, 工事請負	負者対し「工事打合	合せ簿」により担当技術者	) (所属会社等			
(6)法定外の労災保険の付保について		トの労災保険加入にかかる保険料 ,加入後受注者は、工事請負契約							
(7)熱中症対策に資する現場管理費補正の試行の有無	O ある ● ない	·	見場管理費率の補正の試行対象	工事である。本運	用による設計変更を希望				
	第1条 再生資源利								
	生資源利用計画を	ート、コンクリート及び鉄からなる建設 作成し、施工計画書にその写しを終 利用計画を公衆の見やすい場所に	系付して監督職員に提出しなけれ	勿等を工事現場に ιばならない。また	接入する場合には、法令 こ、受注者は、法令等に基	等に基づき、再 づき、工事現場			
	第2条 受領書の交				of the fact life at the state of the				
	受圧者は、土砂を料ない。	写生資源利用計画に記載した搬入:	元から搬入したときは、法令等に	基づき、速やかに	「受領書を搬人元に交付し	んなけれはなら			
	第3条 再生資源利		-> \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	*30.江沢ナた14.74	乳泪人感家痴滋力,丁寅菲	出出ふた他山中			
	る場合には、法令等	±土、コンクリート塊、アスファルト・□ 『に基づき、再生資源利用促進計■ こ基づき、工事現場において再生◎	画を作成し、施工計画書にその写	<b>昇しを添付して監</b> 権	腎職員に提出しなければかる				
(8)資源有効利用促進法省令の一部改正について		用促進計画を作成する上での確認				o the or William we			
	更に関して発注者等	原利用促進計画の作成に当たり、夏 等が行った土壌汚染対策法等の手 ければならない。また、確認結果は 、。	続き状況や、搬出先が盛土規制	法の許可地等で	あるなど適正であることに	ついて、法令等			
		の運搬を行う者に対する通知	) 1.51 E-41-2.1. FAM- A	Ne Superful test to a VIII at 1		h o h th w			
		易等から土砂搬出を他の者に委託 54条再生資源利用促進計画を作成 ばならない。							
	第6条 建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求等 受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の 交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督職員から請求があった 場合は、受領書の写しを提出しなければならない。								

#### 働き方改革・生産性向上に関する事項

項目		<u>条</u>	件		内 容
17 総合評価落札方式における「ICT施工・3次元化等の活用提	宝宝 (の			itt.	
11 参り日前 間径行びが行っつける コンコルビエー りりつじじち ショロテロンと	7	T			1. 対象工事の場合、活用する技術については、「ICT施工・3次元化等の活用提案 工事計画書」に基づき選択する
	0 5	対象(	• 7	対象タ	外 こと。
(1)「ICT施工・3次元化等の活用提案」の適用工事					2. ICT施工・3次元化等の活用提案の適用の有無に係わらず、「ICT施工・3次元化等の活用提案 工事計画書」に記載の技術は、施工計画・技術提案等(いわゆる作文)の評価対象外とする。(「簡易型(施工計画型)」、「標準型」、
					「高度型」の場合)
	╛	1			なお,「ICT施工・3次元化等の活用提案」の対象外工事の場合も,同様の取扱いとする。
(2)実施された技術についての費用計上(設計変更)	0 3	対象 (		対象タ	設計変更の積算手法については,総合評価落札方式の手引きのとおりとする。なお,(1)が対象外の場合は,当該項目も 対象外となる。
18 業務効率化					
(1)工事情報共有システムの活用	0 3	対象 (	<b>9</b> 3	対象外	本工事は工事情報共有システムの活用対象工事であり、請負者は工事着手時に別途定める「工事情報共有システム事前 協議チェックシート」により、必要事項について監督職員と協議を行うこと。実施にあたっては「土木工事における工事情報共 有システムの実施要領」及び「土木工事における工事情報共有システムの活用ガイドライン」に基づき行うこと。
(2)工事書類の簡素化の試行について	0 8	あり	•	なし	本工事は,工事書類の簡素化を目的とした試行対象工事である。実施にあたっては「宮城県土木部における工事書類簡素 化の試行要領」に基づき行うこと。
(3)ウィークリースタンス等の推進	O 8	あり	•	なし	本工事は、受発注者協力のもと、建設業の魅力創出を図ることを目的にウィークリースタンス等の推進を図ることとし、「ウィークリースタンス等実施要領」に基づき、取組内容を受発注者間で協議及び共有し、工事を進めていくこととする。 詳細については、宮城県土木部事業管理課のホームページを参照すること。 (http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/jigyokanri/weekly.html)
19 週休2日モデル工事の適用の有無					
(1)週休2日モデル工事	0 5	対象(	•	対象タ	週休2日モデル工事の対象工事の場合は、宮城県土木部「週休2日モデル工事」実施要領に基づき行うことする。 なお、週休2日モデル工事の型式については、下記(2)のとおりする。
(2)週休2日モデル工事の型式	〇発	Ř注者 ( 旨定型	<b>●</b> #	t注者 t望型	1. 発注者指定型の場合は、当初積算時に4週8休以上を確保した場合の経費の補正を行うこととし、設計変更時に達成状況に応じた補正の見直しを行うこととする。 2. 受注者希望型の場合は、設計変更時に達成状況に応じた経費の補正を行うこととする。 なお、(1)が対象外の場合は、当該項目も対象外となる。
20 女性活躍推進モデル工事の適用の有無					
(1)女性活躍推進モデル工事	0	対象(	•	対象タ	実施に当たっては、宮城県土木部「女性活躍推進モデル工事」実施要領に基づき行うものとする。 実施要領は、宮城県ホームページ(https://www.pref.miyagi.jp/soshlit/jigyokanri/)で確認のこと。
21 下請承認事務簡素化モデル工事の適用の有無					
(1)下請承認事務簡素化モデル工事	0	対象 (	•	対象:	実施に当たっては、発注者から工事打合せ簿により、「下請承認事務簡素化モデル工事」である旨を別途指示するものとする。
22 建設現場等における遠隔臨場の実施について	Щ			—	3/0
	T <sub>1</sub> 建	1部理士	見に	むけ;	る遠隔臨場の実施
	「建現」、財産のでは、100円のでは、10	受現場/ 見場臨場 「材料/ 施する。 「 条件に	におり みで認い。 場をりう	ける説別と「適康隔」	遠隔臨場の実施」は、受注者における「段階確認に伴う手待ち時間の削減や確認書類の簡素化」や発注者(監督員)におけ による効率的な時間の活用」を目指し、動画撮影用のカメラ(ウェアラブルカメラ等)とWeb 会議システム等を介して「段階確 立会」の遠隔臨場を行うものである。なお、遠隔臨場は、『建設現場等における遠隔臨場に関する実施要領(楽)』の内容に従 する工種、確認項目 臨場の適用性が一致しない場合も想定されることから、現場での適用・不適用については、受発注者間にて協議の上、適用
	3. 実(1)段	を施内容	容 認·ホ	材料研	を選定することとする。 確認、立会での確認 用のカメラ(ウェアラブルカメラ等)により取得した映像及び音声をWeb 会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立
	会」を (2)機 遠隔間	と行うもの 幾器の 臨場に	ので 準備 二要す	ある。 する動	。 め画撮影用のカメラ(ウェアラブルカメラ等)やWeb 会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合
					乳・決定するものとする。 礼た場合の対応
	電波 で記録 場臨り	状況等 録した。 場に変	いまれる ものる で更す	たり遠  をメー よるこ	にた場合の利心 隔臨場が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で協議を行う。対応方法に関しては、確認箇所を画像・映像 ール等の代替手段で共有し、監督職員等は机上確認することも可能とする。なお、本項目は受発注者間で協議し、別日の現 とを妨げるものではない。
		効果の材 臨場を			り果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員等の指示による。
	(5)費 遠隔間	費用 臨場に	ニカゝカ	いる費	プ用については、標準積算基準の率計上に含まれる。なお、通信環境確保のための中継局を設置する場合などは、現場条件
		り積み」 下正行:		こより	り計上する場合もあることから, 事前に監督職員と協議すること。
	遠隔		おい		な意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、県内規(不良不適格業者排除マニュアル等)に従い、処分を 。

#### 東日本大震災に伴う特例制度

			,	11 4- 1 31 10 10
項 目	条	件	内 容	施行方法 備考
23 被災地以外からの労働者確保に要する間接費の設計変更の	つ <b>〇</b> ある	<b>●</b> ない	1 本工事は,「共通仮設費(率分)のうち営繕費」及び「現場管理 対象間接費」という。)について,契約締結後,労働者確保に要す	る方策に変更が生じ、宮城県土木部においては土木工事
(1)労働者確保に関する積算方法の試行工事			標準積算基準(宮城県土木部)に基づく金額相当では適正な工事支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する「労働者	
			営繕費:労働者送迎費,宿泊費,借上費 労務管理費:募集及び解散に要する費用,賃金以外の食事,	通勤等に要する費用
			2 本工事の予定価格の算出の基礎とした設計額(宮城県土木部) における実績変更対象間接費の割合は次のとおりである。	
			1) 共通仮設費(率分) に占める実績変更対象間接費(労働者: 2) 現場管理費に占める実績変更対象間接費(募集及び解散) 通勤等に要する費用)の割合:	
			3 受注者は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて設計変 内訳を記載した「労働者確保に係る実績報告書(様式1)」及び実 書類(領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金 ついて協議するものとする。	績変更対象間接費について実際に支払った全ての証明
			4 受注者の責めによる工事工程の遅れ等受注者の責めに帰すべない。	き事由による増加費用については, 設計変更の対象とし
			5 発注者は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて設計変際に支払った額のうち証明書類において確認された費用から、宮 土木部)に基づき算出した額における実績変更対象間接費を差しの提出がない場合であっても、提出された証明書類をもって設計	城県土木部においては土木工事標準積算基準(宮城県 -引いた費用を加算して算出する。なお,全ての証明書類
			6 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合につい 合がある。	ては、法的措置及び入札参加資格制限等の措置を行う場
			7 受注者は、実績変更対象間接費にかかる設計変更について疑	
(2)労働者宿舎設置に関する積算方法の試行工事	○ ಹತ	<b>●</b> ない	本工事は、「労働者宿舎設置に関する試行要領」(以下試行要領 労働者宿舎の設置を希望する場合については、「試行要領」に	
24 遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更				
(1)遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更	○ ある	★     In the property of the property	下記の建設資材は、通常地域内から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域以外から調達することを想合なる得ない場合には、事前に監督職員と協議するものとする。また、購入費及び輸送費に要した費用については、証明書類(契約書及び納品書等)を添付するものする。なお、添付する証明書類(契約書及び納品書等)は原本を提示(写しの提出)とし、受注者名、納品者名、使用資材名、規格・形状、使用(納品)日、使用(納品)数量等が記載されている物を監督員に提出し、その費用について設計変更することとする。 購入費の対象は、生コンクリート・アスファルト合材・石材等(山砂、砕石、捨石、被覆石等)とする。 輸送費の対象は、仮設材(鋼矢板等)とする。	したい場合は、「工事打合せ簿」に次 の事項を記載し発注者に提出し協議 するものとである。 1 地域内及び基地に、建設資材がな いことを証明する資料(打合せメモ等) 2 遠隔地から購入及び輸送する建設
25 施工箇所が点在する工事の間接費の積算				
(1)施工箇所が点在する工事積算方法の試行の対象工事	O ಹತ	tive     in     in	本工事は、施工箇所が点在する工事であり、共通仮設費及び現場管理費について標準積算と施工実態に乖離が考えられるため、「○○地区(施工箇所○○、○○)、△△地区(施工箇所○○)(以下、対象地区という)」ごとに共通仮設費及び現場管理費を算出する「施工箇所が点在する工事積算方法の試行」の対象工事である。	本工事における共通仮設費の金額 は、対象地区毎に算出した共通仮設 費を合計した金額とする。また、現場管 理費の金額も同様に、対象地区毎に 算出した現場管理費を合計した金額と する。たお、共通仮設準を及び現場管 理費率の補正(大都市、施工地域等) については、対象地区毎に設定する。
26 その他		-	•	1
(1)機械損料の補正について	O ಹತ	<b>●</b> ない	本工事で使用するブルドーザ(リッパ装置付きブルドーザを除く), については運転1時間(日)当たりの損料に102/100を乗じている	0
(2)土砂等建設資材を供給元で引取する場合の積算の取扱い	O ಹತ	<b>●</b> ない	・本工事の施工において、調達(購入)する予定の○○の設計単 ただし、契約後、施工計画に基づき、○○の調達条件について異 ・資材搬入において、標準作業以外の作業(現場外の仮置き等);	なる場合は、監督職員と協議すること。
(3)東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等 に関する試行について	O ಹತ	<b>●</b> ない	間接工事費(共通仮設費及び現場管理費)について,工事量の単低下等により現場の実支出が増大し,積算基準による積算とかいり各工種区分に従って対象額ごとに求めた共通仮設費率及び現: 補正係数 共通仮設費:1.3 現場管理費:1.1	離が生じていることが確認されたため、積算基準書等によ
			2-7-2-	

#### 特記事項

1 追加事項1		
(1) 追加 打合せ協議について	双方で、業務内容を確認するため業務計画書を提出すること。 また、事業対象の樹木を、現地立会いにて、確認すること。	
(2) 追加 業務計画書の提出について	工程計画、安全管理(飛散防止や公園利用者への配慮など)、作業員への教育、緊急 連絡体制などの内容について、着手前に発注者へ提出すること。	
(3) 追加 剪定について	サクラの剪定の切り口には、防腐剤を塗ること。また、切り枝(てんぐ巣病)は焼却処分のこと。	
(4) 追加 現場安全管理について	本業務の安全確保のため、交通誘導警備員を1日当たり1名の配置を計画している。 なお、交通誘導警備員の人数は、作業の日当たりの標準作業量から算定している。	
(5) 追加 期間内検査について	受注者は、契約期間内に完了図書を提出し、検査を受検すること。	
(6) 追加		
(7) 追加		

### 令和5年度 君ヶ岡公園枯木伐採業務委託

# 数量計算書

七ヶ浜町

名 称	算 式 及 び 略 図		設計数	量	積算数量	備考
公園施設等撤去・移設工 樹木伐採・抜根工						
高木剪定	冬季剪定, H=8m以上12m未満, てんぐ巣病					
	N= 7.0	=	7	本	7 本	
高木伐採	幹周20cm未満					
	N= 5.0	=	5	本	5 本	
高木伐採	幹周20cm以上30cm未満					
	N= 5.0	=	5	本	5 本	
高木伐採	幹周90㎝以上120㎝未満					
	N= 40.0	=	40	本	40 本	
木くず積込搬出運搬処理	木くず(中間処理),ダンプトラック運搬 26.5km以下,場内小運搬含む					
	V= 140.0	=	140	m3	140 m3	•
焼却運搬処理	切り枝(焼却処分),ダンプトラック運搬 11.2km以下,場内小運搬含む					
	V= 1,540	=	1, 540	kg	1,540 kg	
仮設工 交通管理工						
交通誘導警備員						
	N=	=		人	人	



